

証券コード 7719
2023年 5 月10日
(電子提供措置の開始日2023年 4 月28日)

株 主 各 位

神奈川県相模原市南区上鶴間六丁目31番 9 号

株式会社 東 京 衡 機

代表取締役社長 小 塚 英 一 郎

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第117回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tksnet.co.jp/ir/ir3/>

また、上記のほか、電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「東京衡機」または「コード」に「7719」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認いただけます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記 3 頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年 5 月24日（水曜日）午後 6 時00分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年 5 月25日（木曜日）午後 1 時00分
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区三井315番地
株式会社東京衡機試験機 相模原工場 会議室
(当社子会社の相模原工場にて開催させていただきます。ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第117期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第117期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付する書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

●会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、ウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしましたので、本通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本株主総会につきましては、電子提供制度の施行から間もないことから、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することといたしました。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

日 時

2023年5月25日(木曜日)
午後1時00分



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、切手を貼らずにご
投函ください。
議決権行使書面において、
議案に賛否の表示がない場
合は、賛成の意思表示をさ
れたものとして取り扱われ
させていただきます。

行使期限

2023年5月24日(水曜日)
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2023年5月24日(水曜日)
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 票

議案	議案に対する賛否
第一号 議案	賛 否
第二号 議案	賛 否
第三号 議案	賛 否

※議決権の数とは1単位ごとに1票となります。

お 願 い
1. 当行株主総会にご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 書面(郵送)で議決権を行使する場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
3. インターネット上で議決権を行使する場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご入力ください。
※インターネット上で議決権を行使する場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご入力ください。

※ログイン用紙コード
ログインID 5432-9876-2358-DPS
パスワード 123456
〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第 一 号 議 案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第 二 号 議 案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 一部の候補者につき反対の場合

>> 「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される
候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログイン ID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載の QR コードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料 / 受付時間 9:00 ~ 21:00)

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ワクチン接種の進展を背景に政府のまん延防止等重点措置が解除され、緩やかな経済活動再開の動きが見られたものの、新たな変異ウイルスの発生により感染拡大の波が繰り返され景気回復に水を差す状況で推移いたしました。また、2022年2月からのロシアのウクライナ侵攻により顕在化した地政学的リスクの長期化や原材料・資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱による経済活動への影響、世界的なインフレの加速と米国をはじめとする主要各国での金融引締め、急激なドル高円安による輸入価格の上昇などがわが国経済を取り巻く世界情勢は予断を許さず、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況の下、当社グループは、2023年3月20日の創業100周年を節目に、新たなステージを目指すべく、グループ一丸となって持続的な成長への取り組みを進めております。

当社グループの主力事業である試験機事業では、国内企業の景況感も上向きになり、設備投資意欲にも向上の兆しが見えている中で、試験機の引き合いと受注は増加傾向で推移いたしました。また、第3四半期連結会計期間以降、海外渡航制限が緩和され韓国や中国など海外からの製品受注にも回復の動きが見られました。こうした中で、今後需要が見込まれる標準的試験機の開発や既存製品のブラッシュアップ、製造原価の低減等を継続的に推進し収益力の強化に努めましたが、世界的なサプライチェーンの混乱により部材の調達に支障が生じ売上時期が大幅にずれたり、部材の仕入価格の高騰により原価率が上がり利益が圧迫される一方で、メンテナンスサービス関係を中心に価格競争が続き、厳しい経営環境で推移し、売上高、営業利益ともに前年度を下回る結果となりました。

商事事業では、従来からのインバウンド需要を見込んだ量販店向け生活関連商品の販売については、入国制限が緩和され訪日観光客も少しずつ戻りはじめたものの回復の兆しは見られませんでした。また、海外向けの一般雑貨品や家電品等の商品の仕入・販売については、第3四半期連結累計期間までは、中国を主とする越境ECの需要は底堅く比較的堅調に推移したものと見ておりましたが、外部機関より商事事業に係る売上計上について疑義を指摘され、2022年12月9日付で第三者委員会を設置したことから、それ以降は取引を中止するとともに、当該委員会の調査の結果、商事事業の取引の中には実質金融取引や金融取引と疑われる

取引等があり不適切な会計処理となっていることが判明したことから、過年度にわたり会計処理を訂正いたしました。また、当社は、この商事事業について、取引の実態を十分に把握せず誤った会計処理を行ったことを深く反省し、今後は事業を継続すべきではないと判断し、2023年3月8日付で撤退することを決定いたしました。

エンジニアリング事業では、主力製品であるゆるみ止めナット・スプリングについて、引き続き高速道路や橋梁、エネルギー関係等の社会インフラ向けや国内建設市場向けに安心・安全を支える技術・品質をアピールし、製品の浸透と市場シェアの拡大に努めた結果、都市開発や公共工事関連で使用するゆるみ止め製品の販売が好調で、売上高は前年度を上回ることができましたが、原材料価格の高騰に対して販売価格への価格転嫁が遅れたことなどから営業利益は伸び悩みました。

その他の事業につきましては、2022年7月28日付で主に不動産事業を行う子会社として(株)東京衡機不動産を設立し、同年9月22日付で宅地建物取引業の免許を取得して営業を開始いたしました。当連結会計年度中には売上を計上することはできず、設立・開業準備費用と営業費用のみ発生いたしました。

また、上記の商事事業の売上計上等に係る疑義についての客観的な事実関係の調査、会計的判断の適否の検証、会計的な影響額の算出、原因の究明、改善策の提言等を目的に設置した第三者委員会の報酬および各種調査費用ならびに同委員会の調査結果に基づく過年度決算訂正に係る監査費用等を過年度決算訂正関連費用として特別損失に計上するとともに、商事事業の販売先に対する売掛代金等の未回収債権を貸倒懸念債権に分類し、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。このため、当連結会計年度における経営成績に関する説明において、売上高につきましては、前年同期比増減率は記載しておりません。なお、営業利益以下の各利益につきましては、影響が軽微であるため、当該会計基準等を適用する前の数値を用いて当該増減率を記載しております。詳細につきましては、「連結注記表 会計方針の変更に関する注記 1. 収益認識に関する会計基準等の適用」をご参照ください。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,054百万円(前年同期は4,039百万円)、営業利益65百万円(前年同期比67.1%減)、経常利益111百万円(前年同期比56.4%減)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は698百万円(前年同期は121百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

事業セグメント別売上高につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
試験機事業	2,844,103千円	70.4%	2,646,364千円	86.6%	△197,739千円	—%
商 事 事 業	10,243千円	0.3%	537千円	0.0%	△9,706千円	—%
エンジニアリング事業	365,009千円	9.0%	408,179千円	13.4%	43,170千円	—%
海 外 事 業	813,825千円	20.1%	—千円	—%	△813,825千円	—%
そ の 他	6,011千円	0.2%	—千円	—%	△6,011千円	—%
消去または全社	—千円	—%	△127千円	△0.0%	△127千円	—%
合 計	4,039,193千円	100.0%	3,054,954千円	100.0%	△984,239千円	—%

- (注) 1. 「消去または全社」の項目は、セグメント間の内部売上高の金額であります。
2. 「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しております。このため、前連結会計年度比の増減率は記載しておりません。
3. 前連結会計年度の商事事業および合計の金額につきましては、2022年12月9日付で設置した第三者委員会の調査の結果、過年度の会計処理に誤りがあったことが判明したことから、当該誤りの訂正後の金額を記載しております。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は、ワクチン接種の進展を背景に、わが国の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更されることから徐々に終息に向かっていくと見られますが、2022年2月に起こったロシアのウクライナ侵攻が全世界に与える影響は依然として予断を許さない状況となっております。

このような状況の下、当社グループといたしましては、試験機事業では、引き続き鉄鋼業界や自動車業界等の主要顧客の深耕を図り、代理店網を活用しながら修理・メンテナンス・校正サービスを含めた試験機の需要を確実に掴んでまいります。また、オーダーメイドの製品を中心に受注が伸び悩んでいることから、営業活動と製品・技術開発を一体化して推進し、標準的な試験機の開発やリピートオーダーの期待できる試験機に注力いたします。また、カーボンニュートラルやEV化などのトレンドに対応した試験機需要獲得に必要なソフトウェア分野を強化し、顧客に対する対応力と提案力を高めてまいります。

エンジニアリング事業では、今後も社会の安心・安全の確保に向けたインフラ整備をはじめ、高速道路の老朽化対策や建物・施設の建替え需要の増加も見込まれることから、引き続きゆるみ止め製品の既存顧客の深耕と市場シェア拡大に努めるとともに、営業活動と新技術開発に一体的に取り組んでまいります。

当社グループは、2023年3月8日付で行った過年度決算の訂正に関連し、当連結会計年度において重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、資金繰り懸念も生じていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況にあります。当該重要事象等を解消・改善するため、

当社は、既存の事業活動を改めて見直したうえで着実に実行するとともに、2023年3月3日付の第三者委員会の調査報告書での指摘や提言を踏まえ、再発防止策の策定・実行を早期に行い、内部管理体制の改善を経営の最重要課題として取り組んでまいります。また、資金繰りを安定化させるため、商事事業での未回収債権の早期回収に取り組むとともに、取引金融機関と筆頭株主であるDream Bridge㈱に資金的な支援をお願いしてまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、まことに申し訳なく存じますが、現在の財務状況等を踏まえ、引き続き無配とさせていただきます。早期の復配を果たすべくグループを挙げ鋭意努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。また、設備投資の総額は3百万円となっております。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 ㈱東京衡機：東京サテライトオフィス内装設備
 ㈱東京衡機試験機サービス：検査設備
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失
 生産能力に重要な影響を及ぼすものではありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 重要な事業再編等

該当事項はありません。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第114期 (2020年2月期)	第115期 (2021年2月期)	第116期 (2022年2月期)	第117期 (2023年2月期)
売 上 高 (千円)	4,825,136	3,867,733	4,039,193	3,054,954
経 常 利 益 (千円)	383,798	320,586	255,585	111,502
親会社株主に帰属 する当期純損益 (千円)	313,149	298,418	121,548	△698,878
1株当たり 当期純損益 (円)	43.91	41.85	17.05	△98.01
総 資 産 (千円)	4,323,391	4,464,463	4,396,892	3,451,899
純 資 産 (千円)	1,742,148	2,039,064	2,137,297	1,438,488

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 商事事業の売上計上等に係る疑義の解明のために2022年12月9日付で設置した第三者委員会の調査の結果、第113期から第116期までの過年度の会計処理ならびに第117期第1四半期および第2四半期の会計処理に誤りがあったことが判明したため、2023年3月8日付で過年度決算の遡及訂正を行いました。上記の第114期から第116期の財産および損益の状況につきましては、当該誤りの訂正後の金額を記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) 東 京 衡 機 試 験 機	50,000千円	100%	試験・計測機器の製造販売
(株)東京衡機試験機サービス	10,000千円	(100%)	試験・計測機器の保守サービス
(株)東京衡機エンジニアリング	50,000千円	100%	ゆるみ止めナットその他の締結部材の製造・販売
(株) 東 京 衡 機 不 動 産	10,000千円	100%	不動産の売買、代理・仲介、賃貸等

(注) (株)東京衡機試験機サービスの()内の出資比率は、(株)東京衡機試験機を通した間接的な出資であります。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ その他

当社グループは、HORIBA Europe GmbH (独) と試験機に関する技術援助契約を締結しております。また、ZwickRoell GmbH & Co. KG (独)、(株)ツビックローエルおよび(株)東京衡機試験機の間で、ZwickRoell社製品の日本国内における販売代理契約を締結しております。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
試験機事業	試験・計測機器および関連機器の製造・販売ならびに修理・メンテナンス、校正、受託試験その他の付帯サービス
商事事業	日用雑貨品、家電品等の商品の仕入、販売および輸出入ならびに各種サービス
エンジニアリング事業	ゆるみ止めナット、ゆるみ止めスプリング、特殊ばね、ボルトその他の締結部材の製造・販売、各種サービス

(注) 商事事業につきましては、2023年3月3日付の第三者委員会の調査報告書において、当社が取引の実態を十分に把握せず誤った会計処理を行っていたことを指摘されたことから、2023年3月8日開催の取締役会において、当該事業を継続すべきではないと判断し、当該事業から撤退することを決定いたしました。

(9) 主要な営業所および工場

【当 社】

名 称	所 在 地
本 店	神奈川県相模原市南区

【主要な子会社】

名 称	所 在 地
(株)東京衡機試験機	本店（神奈川県相模原市南区） 相模原工場（神奈川県相模原市緑区） 豊橋工場（愛知県豊橋市）
(株)東京衡機試験機サービス	本店（神奈川県相模原市南区） 本社（神奈川県相模原市緑区）
(株)東京衡機エンジニアリング	本店（神奈川県相模原市南区） 相模原事業所（神奈川県相模原市緑区）
(株)東京衡機不動産	本店（神奈川県相模原市南区）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減数
136名	5名減少

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
15名	3名減少	44.9歳	8.8年

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
豊橋信用金庫	223,335千円
株式会社商工組合中央金庫	130,300千円
株式会社三菱UFJ銀行	109,996千円
株式会社清水銀行	100,000千円
株式会社愛知銀行	47,024千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 第三者委員会の調査および過年度決算の訂正

当社は、外部機関より当社の商事事業に係る売上計上の一部について、実質的には取引の主体となっていない代理人取引や循環取引と疑われるような金融的取引等があるのではないか等の疑義を呈されたことから、客観的な事実関係を明らかにするとともに当社の管理体制に問題がなかったか否か等を明確にするために2022年12月9日付で外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し事実関係の調査ならびに問題が認められた場合の原因の究明および改善策の提言を委託するとともに、2023年1月12日付で関東財務局長に2023年2月期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を行い、同日にその承認を受けました。その後、同委員会から2023年3月3日付で調査報告書を受領しその内容を公表するとともに、調査の結果、当社グループにおける商事事業の取引の中には、商取引の形態はとっていたものの仕入先と販売先の間に資金還流が確認された実質金融取引、資金還流の兆候や取引商品の実在性の観点から金融取引と疑われる取引ならびに仕入先と販売先の間で取引商品や金額・決済条件等が概ね決定されていて取引への関与が低く、商品の販売価格を売上計上するのではなく販売価格と仕入価格の

純額を手数料収入として会計処理すべき介入取引があり不適切な会計処理となっていることが指摘されたことから、2019年2月期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度の会計処理等を訂正し、2023年3月8日付で、第113期（2019年2月期）から第116期（2022年2月期）までの有価証券報告書、第114期（2020年2月期）第1四半期から第117期（2023年2月期）第2四半期までの四半期報告書ならびに第113期（2019年2月期）から第116期（2022年2月期）までの内部統制報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件につきましては、株主の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、第三者委員会の提言に沿って以下の内容で再発防止策を策定し、全役員・従業員一丸となって着実に実行し、皆様の信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 役員主導による会計面を含めたコンプライアンス意識の醸成
- ・ 新規事業の開始および取引先等の選別に係る基準の厳格化等
- ・ 会計監査人からの指摘事項に対する取組みの強化
- ・ 監査役会の監査機能強化
- ・ 内部監査・内部統制機能の強化
- ・ 内部通報制度の見直しとコンプライアンス研修の拡充

② 特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求

当社は、上記の過年度決算訂正等に関連して、2023年3月30日付で(株)東京証券取引所より、同取引所の有価証券上場規程に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄の指定を受けるとともに、上場契約違約金1,440万円の徴求を受けました。当社は、今回の特設注意市場銘柄の指定を受けて、今後当社のガバナンス・内部管理体制を再整備し強化していくために改善計画を策定し、指定の解除が受けられるように役職員一丸となって皆様からの信頼回復に向けて改善に尽力してまいります。

③ 上場維持基準の適合に向けた計画

当社は、2023年2月28日時点において、(株)東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち流通株式時価総額（事業年度の末日以前3ヶ月間の同取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値に事業年度の末日の流通株式数を乗じて得た額）の基準について、2022年11月以降の株価の低迷により、上場維持基準である「10億円以上」を充たさない状況となったため、同取引所の定める緩和された上場維持基準の経過措置「2.5億円以上」の適用を受けるために、2023年4月21日に上場維持基準に適合するための取組およびその実施時期を記載した計画を作成し開示いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,133,791株（自己株式2,902株を含む。）
(3) 株 主 数 2,863名
(4) 上位10名の株主

順 位	株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
1	D r e a m B r i d g e 株式会社	21,401百株	30.01%
2	石 塚 智 士	3,800百株	5.32%
3	山 下 秀 子	2,344百株	3.28%
4	楽 天 証 券 株 式 会 社	2,019百株	2.83%
5	株 式 会 社 S B I 証 券	1,687百株	2.36%
6	佐 藤 充 弘	1,592百株	2.23%
7	岡 崎 由 雄	1,050百株	1.47%
8	宝 天 大 同	794百株	1.11%
9	熊 谷 正 昭	520百株	0.72%
10	池 上 道 弘	466百株	0.65%

（注） 上記持株比率の算定においては、発行済株式の総数より自己株式2,902株を控除しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 塚 智 士	(株)証券市場新聞社 代表取締役
専 務 取 締 役	平 田 真 一 郎	エンジニアリング事業担当兼商事事業担当 (株)東京衡機エンジニアリング 代表取締役社長
常 務 取 締 役	上 野 正 男	試験機事業担当 (株)東京衡機試験機 代表取締役社長 (株)東京衡機試験機サービス 代表取締役社長
取 締 役	石 見 紀 生	管理担当
取 締 役	小 塚 英 一 郎	Dream Bridge(株) 代表取締役 アポロテクノロジー(株) 代表取締役 (株)X-Fund 代表取締役
取 締 役	池 本 正 純	専修大学 名誉教授
取 締 役	前 田 收	
常 勤 監 査 役	鶴 見 孝	
監 査 役	水 川 聡	弁護士（祝田法律事務所） セメダイン(株) 社外監査役
監 査 役	玉 虫 俊 夫	
監 査 役	瀬 山 剛	公認会計士・税理士（港総合会計事務所） (株)シンコー 代表取締役 (株)フォーサイド 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 2022年5月26日開催の第116回定時株主総会において、新たに前田収氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役池本正純氏および前田収氏は、社外取締役であります。なお、池本正純氏および前田収氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
3. 監査役瀬山剛氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役鶴見孝氏は、当社内の経理部門における経理業務の経験を有しております。
4. 監査役水川聡氏、玉虫俊夫氏および瀬山剛氏は、社外監査役であります。なお、水川聡氏、玉虫俊夫氏および瀬山剛氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
5. 2022年5月26日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤慎祐氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 2023年3月20日付で石塚智士氏は代表取締役社長を辞任し、社外取締役の小塚英一郎氏が代表取締役社長に就任いたしました。また、2023年3月20日付で平田真一郎氏は取締役を辞任し、同年4月20日付で前田収氏は取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および監査役とは、それぞれ当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害（損害賠償金および争訟費用）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や違法行為を意図的に行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役および監査役であり、その保険料は全額当社で負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	6名	50,100千円	うち社外4名 12,900千円
監査役	4名	16,800千円	うち社外3名 7,200千円
合 計	10名	66,900千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年5月26日開催の第99回定時株主総会において月額9百万円（年額108百万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議直後の取締役の員数は9名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年2月24日開催の第88回定時株主総会において月額2百万円（年額24百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会決議直後の監査役の員数は4名であります。
3. 上記には、子会社の代表取締役を兼務していて当社からは報酬等を支給していない取締役2名は含めておりません。
4. 上記には、2022年5月26日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。
5. 当事業年度に係る役員の報酬は全額基本報酬（固定報酬）であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針について、以下のとおり決議しております。

当社の取締役の報酬制度は当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するように設定し、個々の取締役の報酬は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は、内規に基づき、株主総会で決議された報酬月額の限度内で、世間水準および従業員給与の最高額との均衡を考慮して、原則として役位および担当職務・役割に応じた報酬比率で取締役会において決定する。

取締役の報酬は確定報酬を基本とし、月毎に固定額を金銭で支払うものとし、業績連動報酬または非金銭報酬を支払う場合は、その内容、算定方法、割合等について決定方針を定める。また、取締役に賞与を支給する場合は、会社の営業成績に応じて株主への配当および内部留保とのバランスを考慮したうえで、株主総会の決議を経て支給する。

取締役の人事、報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を向上させコーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図るために、指名・報酬委員会を設置し、取締役会の諮問に基づき取締役の報酬等に係る方針、各取締役の報酬額等に関する事項を審議して意見を具申する。

取締役の報酬等は、原則として、年1回、定時株主総会後の取締役会において指名・報酬委員会の意見および会社の経営成績等を基に検討・見直を行う。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、上記決定方針に基づき指名・報酬委員会に諮問し、その意見を踏まえ、全取締役および全監査役の出席する取締役会において審議のうえ決定したものであり、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況等

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小 塚 英一郎	18回中18回	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、社外取締役として、取締役会の運営や議案、会社経営等に関し、適宜意見、発言等を行うなど重要な役割を果たしました。

(注) 小塚英一郎氏は、2023年3月20日付で代表取締役社長に就任しております。

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	池 本 正 純	18回中17回	—	大学名誉教授・経営学博士としての深い学識と幅広い知見をもとに、社外取締役として、取締役会の運営や議案、会社経営、コーポレートガバナンス等に関し、適宜意見、発言等を行うなど重要な役割を果たしました。
取締役	前 田 収	14回中14回	—	経営マネジメントや中小企業に対する経営サポート、顧客開拓など経営に関する豊富な経験と実績をもとに、社外取締役として、取締役会の運営や議案、会社経営、コーポレートガバナンス等に関し、適宜意見、発言等を行うなど重要な役割を果たしました。
監査役	水 川 聡	18回中18回	18回中18回	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や議案、経営方針、内部統制、中国子会社の改善措置の実施状況等に関し、適宜意見、発言等を行うなど重要な役割を果たしました。

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	玉 虫 俊 夫	18回中18回	18回中18回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や議案、経営方針、内部統制、中国子会社の改善措置の実施状況等に関し、適宜意見、発言等を行うなど重要な役割を果たしました。
監査役	瀬 山 剛	18回中18回	18回中17回	公認会計士および税理士としての財務会計に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や議案、経営方針、会計に関する事項、内部統制、中国子会社の改善措置の実施状況等に関し、適宜意見、発言等を行うなど重要な役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アリア

(注) 2022年5月26日開催の第116回定時株主総会において、新たに監査法人アリアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったアスカ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

118,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

118,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬等の額には、過年度決算訂正に係る報酬98,000千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の選定の方針および理由

当社監査役会は、監査役会で定めた会計監査人评价基準に照らし、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性・専門性、監査報酬見積額の水準等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

(6) 監査役および監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査役会で定めた会計監査人评价基準に照らし、会計監査人との面談等を通して、その品質管理水準、監査チームの独立性・専門性、監査の有効性・効率性、監査役・内部統制室とのコミュニケーションの状況等の観点から、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査を行っているかを総合的に評価しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 監査役会には、J-SOXその他内部統制に見識のある常勤監査役を置くとともに、会計や税務、企業経営等の専門家を社外監査役に選任することで監査体制を強化し、取締役の職務執行の適法性を確保する。
 - ② 当社グループの内部統制を強化し内部統制活動を推進するために内部統制委員会を設置するとともに、必要に応じて各種委員会を設置する。当該委員会の運営補助は内部統制室にて行う。
 - ③ 内部統制システムについて独立的評価を行うための内部監査を所管する組織として内部監査室を設置する。内部監査室は、社長への報告のほか、監査役会・監査役及び会計監査人と連絡・調整を行い内部監査の実効性を高める。
 - ④ 役員及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ⑤ 会社に関わる法令について一定の知識を有する企業経営、法務、財務・会計、税務等に関する専門家を社外取締役を選任し、取締役会において、専門家としての指摘・意見を反映させること等により、ガバナンス体制の強化を図る。
 - ⑥ 内部統制室は、当社従業員並びに子会社の従業員に対し、当社の内部通報制度及び内部通報の窓口を設置し、適切な運営を図る。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、職務の執行に係る情報については、「ITシステム管理要領」及び「情報管理規程」に基づき適切かつ確実に閲覧及び利用可能な状態で保存・管理する。
 - ② 情報セキュリティに関する制度を構築し、情報の保存及び管理の適正性を高める。
 - ③ 「ITシステム管理委員会」を設置し、実効性のある情報セキュリティ体制を構築する。
 - ④ 情報セキュリティの専任組織を検討する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理規程」、「情報管理規程」等の規程を始めとして、定期的に規程の改訂を行う等、リスク管理への意識を高め、損失の危険に対するコントロールの容易な環境を整える。

- ② ディザスタ・リカバリープラン、ビジネスコンティニュイティプラン、情報セキュリティについても「ITシステム管理委員会」主導による体制整備を図るものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、企業経営等に関する豊富な経験と知見を有する社外役員を複数名設置し、職務執行の状況を適宜把握できるようにすることで、監視体制の強化並びに職務執行の効率化を確保する体制とする。
5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針を定め、グループ各社の諸規程を整備する。
- ② 子会社の健全経営とグループ経営の強化を図るため、子会社管理規程を定め子会社管理の体制を整備し、グループ全体の業務を適正化するため内部統制体制の再構築を図る。
6. 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ各社の財務報告の適正性と信頼性を確保するために、金融商品取引法及び財務報告に係る内部統制に関する実務指針(意見書)に則り、文書化整備の推進により決算・財務処理プロセスにおけるコントロールの適正化を図る。
7. 反社会的勢力の排除に向けた体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力の排除に必要な社内体制を整備し、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が職務を補助する者を求めた場合は、必要に応じて、補助スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び業務については、取締役と監査役で意見交換を行い独立性の確保に努める。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は、監査役及び監査役会が求める事項については適切かつ速やかに報告する。
- ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱

いを受けないことを確保する体制とする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人並びに内部統制室との連携体制を充実し、効果的な監査業務を実施する。
- ② 代表取締役社長は、監査役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思の疎通を図る。
- ③ 常勤監査役の執務席を複数の拠点に設置し、実査の際は内部統制室と同行する等により、業務監査を行いやすく、かつ実効性のある体制を整備する。
- ④ 法務、財務・会計、税務等に関する専門家を社外監査役に選任し、監査役会及び取締役会において、専門家としての指摘・意見を反映させること等により、ガバナンス体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、当社グループにおける取締役の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに業務の適正を確保するために諸規程を整え、企業集団の業務の適正を確保するための体制を以下の通り継続的に整備し、運用してまいりました。

当連結会計年度も前連結会計年度に引き続き、内部統制システムの効率性と有効性を高め、当社の存続と継続的な発展に資することを目的に、「内部統制基本規程」、「内部監査規程」、「内部監査実施要領」、「ITシステム管理要領」等の関連諸規程および内部統制システムフローチャート等の整備をいたしました。

当社の取締役会は、取締役7名に加え、社外監査役3名を含む監査役4名も出席の上で開催し取締役の職務執行を監督いたしました。子会社の意思決定については、親会社である当社への事前稟議や当社取締役会における重要事項の審議等、重要性に応じて意思決定をすることとしており、子会社の適切な業務運営および実効性ある管理に努めました。

内部統制室は、内部統制システムの強化に向けて、文書化促進ツールを活用し、作業効率を高めながら、内部統制システムの有効性および適正性を検証・評価し、その状況について毎月定期的に開催する内部統制委員会にて報告いたしました。また、当社グループのITネットワーク・システムの管理を向上させるために設置しているITシステム管理委員会およびその下のネットワーク・システム管理委員会において、実効性のある情報セキュリティ体制の整備を進めるとともに、ITシステムに関するグループ内の連携を強化いたしました。さらに、経営に資するリスクマネジメントの観点から、将来に向けた企業を取り巻くリスクの洗い出しにも着手しました。

しかしながら、当社国際部の商事取引について、外部機関より、当該事業に係る売上計上の一部について、実質的には、取引の主体となっていない代理人取引や金融的取引等があるのではないか等の疑義を呈されたことから、当社では、客

観的な事実関係を明らかにするとともに、当社の管理体制に問題がなかったか否か等を明確にするために、当社と利害関係の無い外部の有識者で構成される第三者委員会を2022年12月9日に設置して、第三者委員会による調査を行いました。その結果、商事取引には資金還流が確認された実質金融取引、資金還流の兆候や取引商材の実在性の観点から金融取引と疑われる取引、また、それ以外の取引全般についても取引商材の販売価格ではなく販売価格と仕入価格の純額を手数料収入として会計処理すべき介入取引があり不適切な会計処理となっていることが指摘されました。このため、当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第113期から第116期までの有価証券報告書および第114期第1四半期から第117期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。第三者委員会からは上記の発生原因として、会計コンプライアンス意識等の欠如や不適切な取引を容認する企業風土等と商事事業による売上及び利益拡大の要請のもと、担当取締役への属人的な帰属、商品の実在性を事後的に検証できる体制の不備、稟議書によるチェック機能不全、取引先の信用調査等の不備、取引先との関係性等に起因する牽制機能の欠如等、会計監査人の指摘に十分対応していなかったことなどが本件問題事象を可能ないし容易にした機会であったことや過去の会計不祥事への対応にも不備があったこと等の指摘を受けております。これらの事実は、当社の統制環境やリスクの評価と対応、モニタリング体制や統制活動等には不備があり、全社的な内部統制が機能しなかったことによるものと認識しております。

以上のことから当社は内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。当社は、内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会による提言を受けた経営体制の見直し、全社的なコンプライアンス意識醸成の取り組み、内部監査体制の整備、再発防止策の遵守状況に関するモニタリング等の再発防止策を策定し順次実施してまいります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,326,446	流 動 負 債	1,289,733
現金及び預金	693,232	支払手形及び買掛金	583,261
受取手形及び売掛金	1,276,593	短 期 借 入 金	240,000
電子記録債権	64,164	1年内返済予定の長期借入金	142,828
商品及び製品	160,443	リ ー ス 債 務	14,327
仕 掛 品	497,300	未 払 金	145,664
原材料及び貯蔵品	105,226	未 払 法 人 税 等	2,500
そ の 他	48,952	契 約 負 債	21,845
貸倒引当金	△519,468	賞与引当金	41,790
		訂正関連費用引当金	50,950
		そ の 他	46,565
固 定 資 産	1,125,452		
有形固定資産	988,343	固 定 負 債	723,677
建物及び構築物	87,133	長 期 借 入 金	227,827
機械装置及び運搬具	13,799	再評価に係る繰延税金負債	152,880
工具、器具及び備品	20,878	退職給付に係る負債	328,863
土 地	866,532	リ ー ス 債 務	11,867
		資 産 除 去 債 務	2,239
無形固定資産	6,426	負 債 合 計	2,013,410
ソフトウェア	6,280	純 資 産 の 部	
そ の 他	145	株 主 資 本	1,092,071
		資 本 金	500,000
投資その他の資産	130,682	資 本 剰 余 金	104,255
投資有価証券	12,473	利 益 剰 余 金	491,639
保 険 積 立 金	15,953	自 己 株 式	△3,823
繰延税金資産	94,328	その他の包括利益累計額	346,416
そ の 他	15,038	その他有価証券評価差額金	92
貸倒引当金	△7,111	土地再評価差額金	346,323
		純 資 産 合 計	1,438,488
資 産 合 計	3,451,899	負債及び純資産合計	3,451,899

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		3,054,954
売上原価		2,030,932
売上総利益		1,024,022
販売費及び一般管理費		958,886
営業利益		65,135
営業外収益		64,617
受取利息及び受取配当金	908	
受取手数料	57,568	
助成金収入	1,500	
その他の	4,640	
営業外費用		18,251
支払利息	15,715	
為替差損	934	
その他の	1,600	
経常利益		111,502
特別利益		580
ゴルフ会員権償還益	580	
特別損失		792,524
貸倒引当金繰入額	518,044	
貸倒損失	204	
過年度決算訂正関連費用	223,325	
訂正関連費用引当金繰入額	50,950	
税金等調整前当期純損失		680,441
法人税、住民税及び事業税	6,643	
法人税等調整額	11,793	18,436
当期純損失		698,878
親会社株主に帰属する当期純損失		698,878

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計
当 期 首 残 高	500,000	104,255	1,190,518	△3,832	1,790,941
当 期 変 動 額					
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分				12	12
親会社株主に帰属 する当期純損失			△698,878		△698,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△698,878	8	△698,870
当 期 末 残 高	500,000	104,255	491,639	△3,823	1,092,071

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	31	346,323	346,355	2,137,297
当 期 変 動 額				
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				12
親会社株主に帰属 する当期純損失				△698,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	61		61	61
当期変動額合計	61	—	61	△698,808
当 期 末 残 高	92	346,323	346,416	1,438,488

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 株式会社東京衡機試験機
株式会社東京衡機試験機サービス
株式会社東京衡機エンジニアリング
株式会社東京衡機不動産
- ・連結範囲の変更 当連結会計年度において、新たに設立した㈱東京衡機不動産を連結の範囲に含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品、仕掛品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社等は主として定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 訂正関連費用引当金

過年度決算の訂正に伴い、開示規制違反に係る課徴金の納付命令や関東東京証券取引所から上場契約違約金の請求等が見込まれることから、当連結会計年度における損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 試験機事業

試験機事業においては、個別受注の試験機と量産型である標準的試験機の製造・販売及び販売した自社試験機の保守・メンテナンスをしております。このような製品の販売及び保守・メンテナンスについては、製品・サービスを顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、当該製品の販売及び保守・メンテナンスのうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品・サービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② エンジニアリング事業

エンジニアリング事業においては、主にゆるみ止めナット・スプリング等の締結部材の製造及び販売をしております。このような製品及び商品については、国内での販売に限定されるため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、当該販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤ 連結納税制度からグループ通算制度
への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税法等ならびに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスとして交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

この適用により、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売奨励金及び営業外費用に計上しておりました売上割引については、関連する財又はサービスの移転に対する収益を認識する時点で売上高から減額することとし、発生することが見込まれる売上割引については、「返金負債」に計上し、流動負債の「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品及び製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,455千円、売上原価は7,199千円、営業利益は255千円減少しましたが、経常利益及び税金等調整前当期純損失金額に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準等の適用にあたっては、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	94,328千円
--------	----------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益に基づく課税所得を見積り、回収可能性を判断して計上しております。将来の課税所得の見積りの基礎となる予算を含む事業計画における主要な仮定は、過去の売上実績等を考慮して算定したものであります。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高は、経済環境や市場動向等の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、業績の変動に伴って課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

〔追加情報〕

商事事業における不適切な売上高等の訂正

当社では、外部機関からの指摘を受け、第113期（2019年2月期）～第117期（2023年2月期）第2四半期までの商事事業の売上高計上の一部についての事実関係等を調査するため2022年12月9日から第三者委員会による調査を進めてまいりました。当該調査の結果、商事事業の売上高に不適切な会計処理が存在していたことが明らかとなったため、上記過年度の商事事業の売上高等を訂正いたしました。

この訂正の結果を受け、当連結会計年度の商事取引関連の売掛金は518,044千円、貸倒引当金（流動資産）518,044千円、関連損益は、売上高537千円、営業外収益（受取手数料）57,568千円、貸倒引当金繰入額（特別損失）518,044千円となっております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

土 地	864,430千円
建 物	49,725千円
合 計	914,155千円

担保に係る債務

短 期 借 入 金	140,000千円
1年内返済予定の長期借入金	115,836千円
長 期 借 入 金	207,795千円
合 計	463,631千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	835,306千円
3. 受取手形割引高	35,340千円
4. 電子記録債権割引高	55,784千円
5. 土地の再評価	

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額（2000年1月1日基準日）に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2000年11月30日

再評価を行った土地の期末日における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △193,137千円

6. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,300,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	1,100,000千円

[連結損益計算書に関する注記]

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	11,051千円
------	----------

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,133,791株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施することがあります。また、デリバティブは社内規程に則り実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	314	314	—
資産計	314	314	—
長期借入金（注2）	370,655	369,822	832
リース債務（注3）	26,194	25,897	297
負債計	396,849	395,720	1,129

（注1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注3）リース債務については、流動負債と固定負債を合算して表示しております。

（注4）市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12,159千円

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に関わるインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	314	—	—	314
資産計	314	—	—	314

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	369,822	—	369,822
リース債務	—	25,897	—	25,897
負債計	—	395,720	—	395,720

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によって算定しており、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。
(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	試験機事業	商事事業	エンジニアリング事業		
試験機製品	1,754,934	—	—	—	1,754,934
試験機修理	812,422	—	—	—	812,422
その他の試験機	78,929	—	—	—	78,929
商事取引	—	537	—	—	537
締結部材	—	—	408,130	—	408,130
その他	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	2,646,286	537	408,130	—	3,054,954
外部顧客への売上高	2,646,286	537	408,130	—	3,054,954

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 2. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約により生じた契約残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,280,786
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	47,315
売掛金	1,229,277
電子記録債権	64,164
合計	1,340,758
契約負債（期首残高）	23,374
契約負債（期末残高）	21,845

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」に含まれております。

契約負債は、契約の履行に先立ち受領した対価であり、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、履行義務が充足されると収益に振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、23,374千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	201円73銭
2. 1株当たり当期純損失	98円01銭

[重要な後発事象に関する注記]

(資金の借入)

当社は、2023年3月8日開催の取締役会決議に基づき、安定的な資金調達枠を確保することを目的として、下記のとおり500百万円の金銭消費貸借基本契約を新たに締結しております。このうち、100百万円については2023年3月15日に借入を実行いたしました。

1. 借入先	Dream Bridge株式会社
2. 借入限度枠	500百万円
3. 借入利率	固定金利
4. 契約締結日	2023年3月8日
5. 契約期限	2024年3月31日
6. 担保	無担保

(特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求)

当社は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおり、商事事業に係る一部取引について不適切な会計処理が判明し、過年度決算訂正を行いました。これに関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程の適時開示の規定に違反し内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2023年3月30日付で当社株式について特設注意市場銘柄の指定を受けるとともに、上場契約違約金の徴求を受けました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社東京衡機
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員

公認会計士 茂 木 秀 俊

業務執行社員

代表社員

公認会計士 山 中 康 之

業務執行社員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京衡機の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京衡機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第113期から第117期第2四半期までの不適切な会計処理を訂正した。この結果を受け、当連結会計年度の商事取引関連の売掛金は518,044千円、貸倒引当金（流動資産）518,044千円、関連損益は、売上高537千円、営業外収益（受取手数料）57,568千円、貸倒引当金繰入額（特別損失）518,044千円となっている。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、商事事業の売掛金、貸倒引当金（流動資産）、売上高、営業外収益（受取手数料）、貸倒引当金繰入額（特別損失）等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結計算書類全体に及ぼす影響が限定的であり、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記（資金の借入）に記載のとおり、会社は2023年3月8日開催の取締役会決議に基づき、Dream Bridge株式会社から500百万円の借入枠の金銭消費貸借基本契約を締結し、2023年3月15日に100百万円の借入をしている。
 2. 重要な後発事象に関する注記（特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求）に記載のとおり、会社株式は、2023年3月30日付で株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定された。
- これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	107,200	流 動 負 債	646,100
現金及び預金	78,968	短期借入金	410,000
売掛金	518,044	リース債務	9,472
前払費用	3,866	1年内返済予定の長期借入金	37,056
短期貸付金	406	未払金	123,718
未収入金	8,713	未払費用	4,539
未収消費税等	14,056	預り金	3,789
その他	1,594	賞与引当金	4,823
貸倒引当金	△518,451	訂正関連費用引当金	50,950
		その他	1,750
固 定 資 産	1,082,544		
有形固定資産	754,217	固 定 負 債	188,613
建物	37,239	長期借入金	11,320
構築物	448	退職給付引当金	18,857
工具、器具及び備品	2,996	再評価に係る繰延税金負債	152,880
土地	713,532	リース債務	4,265
		資産除去債務	1,291
無形固定資産	2,024	負 債 合 計	834,714
ソフトウェア	2,024	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	8,613
投資その他の資産	326,302	資本金	500,000
投資有価証券	12,473	資本剰余金	104,255
関係会社株式	251,193	資本準備金	104,255
出資金	180	利 益 剰 余 金	△591,818
借家敷金	3,828	その他利益剰余金	△591,818
保険積立金	15,953	繰越利益剰余金	△591,818
リース投資資産	10,483	自 己 株 式	△3,823
繰延税金資産	31,685	評価・換算差額等	346,416
その他	7,617	その他有価証券評価差額金	92
貸倒引当金	△7,111	土地再評価差額金	346,323
		純 資 産 合 計	355,030
資 産 合 計	1,189,744	負債及び純資産合計	1,189,744

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		285,073
売 上 原 価		10,112
売 上 総 利 益		274,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		260,454
営 業 利 益		14,506
営 業 外 収 益		59,122
受 取 利 息 及 び 配 当 金	894	
受 取 手 数 料	57,568	
そ の 他	659	
営 業 外 費 用		14,522
支 払 利 息	13,746	
そ の 他	775	
経 常 利 益		59,106
特 別 利 益		580
ゴ ル フ 会 員 権 償 還 益	580	
特 別 損 失		792,319
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	518,044	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	223,325	
訂 正 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	50,950	
税 引 前 当 期 純 損 失		732,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△6,997	
法 人 税 等 調 整 額	3,011	
当 期 純 損 失		728,647

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本	
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	500,000	104,255	136,828	136,828	△3,832	737,252
当 期 変 動 額						
自己株式の取得					△4	△4
自己株式の処分					12	12
当 期 純 損 失			△728,647	△728,647		△728,647
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△728,647	△728,647	8	△728,638
当 期 末 残 高	500,000	104,255	△591,818	△591,818	△3,823	8,613

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	31	346,323	346,355	1,083,607
当 期 変 動 額				
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				12
当 期 純 損 失				△728,647
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	61		61	61
当期変動額合計	61	—	61	△728,577
当 期 末 残 高	92	346,323	346,416	355,030

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・製品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 訂正関連費用引当金

過年度決算の訂正に伴い、開示規制違反に係る課徴金の納付命令や関東証券取引所から上場契約違約金の請求等が見込まれることから、当事業年度における損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料、管理業務料ならびに不動産賃貸料となります。

経営指導料および管理業務料については、子会社に対して経営・企画等の助言・指導、経理・総務代行業務の提供をすることが履行義務であり、時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

不動産賃貸料については、子会社への契約内容に応じた固定資産を貸与することが履行義務であり、時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって収益を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱を定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）を当事業年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスとして交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減すべき累積的影響額はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準等の適用にあたっては、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従っており、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	31,685千円
--------	----------

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔追加情報〕

商事事業における不適切な売上高等の訂正

当社では、外部機関からの指摘を受け、第113期（2019年2月期）～第117期（2023年2月期）第2四半期までの商事事業の売上高計上の一部についての事実関係等を調査するため2022年12月9日から第三者委員会による調査を進めてまいりました。当該調査の結果、商事事業の売上高に不適切な会計処理が存在していたことが明らかとなったため、上記過年度の商事事業の売上高等を訂正いたしました。

この訂正の結果を受け、当事業年度の商事取引関連の売掛金は518,044千円、貸倒引当金（流動資産）518,044千円、関連損益は、売上高537千円、営業外収益（受取手数料）57,568千円、貸倒引当金繰入額（特別損失）518,044千円となっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

土	地	711,430千円
建	物	34,678千円
合	計	746,108千円

担保に係る債務

短期借入金	100,000千円	
1年内返済予定の長期借入金	37,056千円	
長期借入金	11,320千円	
合	計	148,376千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 215,660千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務の額

短期金銭債権	10,083千円
短期金銭債務	211,310千円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額（2000年1月1日基準日）に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

2000年11月30日

再評価を行った土地の期末日における

△193,137千円

時価と再評価後の帳簿価額との差額

5. 保証債務

次の子会社の銀行借入金に対して、債務保証を行っております。

(株)東京衡機試験機

100,000千円

6. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額

1,300,000千円

借入実行残高

200,000千円

差引額

1,100,000千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額

284,536千円

営業取引以外の取引による取引高の総額

86千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

2,902株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金であります。

[関連当事者との取引に関する注記]

- 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- 子会社等

属 性	氏 名 又 は 会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の 所 有 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	㈱東京衡機 試験機	神奈川県 相模原市 南区	50,000	試験機事業	直接 100%	役員の兼任	不動産賃貸 (※1)	45,000	—	—
						不動産の賃貸	経営指導料 (※2)	188,964	—	—
						経営指導料 の受取	銀行借入に対 する担保資産 の受入(※3)	270,000	—	—
						担保受入	債務保証 (※4)	100,000	—	—
						債務保証	資金の借入 (※5)	210,000	短期 借入金	210,000
						資金の借入	連結納税	—	未収入金	4,167
						連結納税	連結納税 個別帰属額	—	未収入金	4,167
子 会 社	㈱東京衡機 エンジニア リング	神奈川県 相模原市 南区	50,000	エンジニア リング事業	直接 100%	役員の兼任	不動産賃貸 (※1)	6,000	—	—
						不動産の賃貸	経営指導料 (※2)	23,412	—	—
						経営指導料 の受取	連結納税	—	未収入金	2,629
						連結納税	連結納税 個別帰属額	—	未収入金	2,629
子 会 社	㈱東京衡機 不動産	神奈川県 相模原市 南区	10,000	その他	直接 100%	役員の兼任	不動産賃貸 (※1)	700	—	—
						不動産の賃貸	連結納税	—	未払金	234
						連結納税	連結納税 個別帰属額	—	未払金	234

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 近隣の地代相場を参考に価格を決定しております。
- ※2. 経営指導料については、役務提供等に係る費用を勘案し、合理的に決定しております。
- ※3. 当社の銀行借入に対して、土地・建物の担保提供を受けております。
- ※4. ㈱東京衡機試験機の銀行借入金に対して、債務保証を行っております。
- ※5. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 49円79銭
- 1株当たり当期純損失 102円18銭

[重要な後発事象に関する注記]

詳細につきましては「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社東京衡機
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	茂 木 秀 俊
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山 中 康 之
業務執行社員		

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京衡機の2022年3月1日から2023年2月28日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第113期から第117期第2四半期までの不適切な会計処理を訂正した。この結果を受け、当事業年度の商事取引関連の売掛金は518,044千円、貸倒引当金（流動資産）518,044千円、関連損益は、売上高537千円、営業外収益（受取手数料）57,568千円、貸倒引当金繰入額（特別損失）518,044千円となっている。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、商事事業の売掛金、貸倒引当金（流動資産）、売上高、営業外収益（受取手数料）、貸倒引当金繰入額（特別損失）等の特定の勘定科目に限定されるもので、計算書類等全体に及ぼす影響が限定的であり、計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記（資金の借入）に記載のとおり、会社は2023年3月8日開催の取締役会決議に基づき、Dream Bridge株式会社から500百万円の借入枠の金銭消費貸借基本契約を締結し、2023年3月15日に100百万円の借入をしている。
 2. 重要な後発事象に関する注記（特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求）に記載のとおり、会社株式は、2023年3月30日付で株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定された。
- これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した見解として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要会議に対面又はインターネット経由によるWeb会議システムを活用し出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に、代表取締役、各取締役との面談を行い、経営計画の進捗状況を確認するとともに監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。
 - ②内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、事業報告「企業集団の現況に関する事項」の「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社は、外部機関より当社の商事事業に係る売上計上の一部について、実質的には取引の主体となっていない代理人取引や循環取引と疑われるような金融的取引等があるのではないか等の疑義を呈されたことから、客観的な事実関係を明確にするために2022年12月9日付で外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、事実関係の調査並びに問題が認められた場合の原因の究明及び改善策の提言を委託し、調査が実施されました。調査結果については、当該第三者委員会より、2023年3月3日付で調査報告書を受領し、第三者委員会の提言に沿って再発防止策の概要が策定され、着手可能な改善策から実施されていることを確認しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、第三者委員会の調査の結果、商事事業の売上計上について不適切な会計処理がなされていたことに対する当社グループのコンプライアンス体制強化策の進展及びその再発防止策の定着化を継続的に注視して参ります。今後とも企業倫理の徹底が図られるよう継続的に注視して参ります。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、商事事業の売上計上について不適切な会計処理の事実が判明しました。監査役会では、再発防止策の実施について引き続き注視して参ります。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、内部統制委員会を中心とする内部統制強化への取り組みを注視してまいります。

なお、事業報告に記載の通り、商事事業の売上計上について不適切な会計処理の事実が判明しましたが、第三者委員会の調査報告書において指摘された原因の分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、取締役会において経営責任の明確化、再発防止策の概要を決議し、一部その運用を開始しております。監査役会においては、当該再発防止策が当社及び当社グループにおいて確実に進められ、取締役が適切に監督していることを、引き続き注視、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月20日

株式会社東京衡機 監査役会

常 勤 監 査 役 鶴 見 孝 ⑩

社 外 監 査 役 水 川 聡 ⑩

社 外 監 査 役 玉 虫 俊 夫 ⑩

社 外 監 査 役 瀬 山 剛 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

取締役の事業年度に係る責任を明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するための経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）第1項の規定を変更するものがあります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第2号議案 取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、第三者委員会の提言を受けて経営体制を見直し、新たな経営・監督体制の下、経営主導で当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上と内部管理体制の改善・強化を進めるとともに、持続的な成長と企業価値の向上に取り組むべく、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、改めて取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	こづか えい いち ろう 小 塚 英 一 郎 (1964年3月9日生) 【男性】	1987年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2001年12月 富士銀キャピタル㈱（現みずほキャピタル㈱） 米国投資担当部長 2003年7月 ㈱E Kインベストメンツ（現アプロテク ノロジーズ㈱）代表取締役 現在に至る 2021年4月 クラウド・インベストメンツ・ジャパン㈱ （現㈱X-Fund）代表取締役兼法規部長 現在に至る 2022年2月 当社社外取締役 2022年4月 Dream Bridge㈱ 代表取締役 現在に至る 2023年3月 当社代表取締役社長 現在に至る 2023年4月 ㈱東京衡機エンジニアリング代表取締役社長 現在に至る	0株
	【取締役候補者とした理由】 小塚英一郎氏は、国内外の複数の金融機関や投資会社での実務経験を有し、様々な企業の市場開発・事業提携等をサポートした豊富な知識と実績ならびに豊富な人脈を有しており、2023年3月20日当社の代表取締役社長に就任して以降、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様からの信頼回復に向けて、ガバナンス・内部管理体制の強化と既存事業の継続・発展に努めており、今後も当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役への再任をお願いするものであります。 【その他特記事項】 ・小塚英一郎氏と当社との間に特別な利害関係はございません。 ・当社は、保険会社との間で、すべての取締役を被保険者として全額当社の費用負担にて役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、小塚英一郎氏が再任され就任した場合は、引き続き被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は本年10月に同程度の内容で更新を予定しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	うえ の まさ お 上 野 正 男 (1966年1月20日生) 【男性】	1988年4月 当社入社 2006年5月 当社生産部長 2015年9月 (株)東京衡機試験機 東京衡機事業本部生産部長 2016年5月 同社執行役員東京衡機事業本部生産部長 2017年5月 同社取締役相模原工場副工場長 2018年5月 (株)東京衡機試験機サービス 代表取締役社長 現在に至る 2019年5月 当社取締役試験機事業担当 2019年5月 (株)東京衡機試験機 代表取締役社長 現在に至る 2020年5月 当社常務取締役試験機事業担当 現在に至る	9,600株
	【取締役候補者とした理由】 上野正男氏は、当社グループの主力事業である試験機事業全般に関する豊富な経験と知識を有しており、2019年5月に当社の取締役に就任し試験機事業を担当するとともに、試験機事業の子会社の社長として経営に携わり、その職務を適切に遂行しております。今後も当社グループの試験機事業を推進し中長期的な企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役への再任をお願いするものであります。 【その他特記事項】 ・上野正男氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・当社は、保険会社との間で、すべての取締役を被保険者として全額当社の費用負担にて役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、上野正男氏が再任され就任した場合は、引き続き被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は本年10月に同程度の内容で更新を予定しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	すず き やすし 鈴 木 妥 (1953年12月24日生) 【男性】 新任取締役候補者 社外取締役候補者	1973年 3 月 道南ナショナル住宅設備機器㈱ 入社 2006年 4 月 松下電工ホームエンジニアリング㈱ 北海道支店長 2011年 4 月 パナソニック電工ホームエンジニアリング㈱ 取締役(技術担当) 2014年 4 月 パナソニックホームエンジニアリング㈱ 本社顧問 2018年 1 月 ㈱アサヒ融雪 代表取締役 2019年 1 月 ㈱アサヒ特販 取締役顧問	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 鈴木妥氏は、パナソニックグループにおいて技術者として品質管理や工場監査等のマネジメント業務に携わった経験があり、住宅関連業界における長年のキャリアと企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、その幅広い知見を活かして当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 【その他特記事項】 ・鈴木妥氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・鈴木妥氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 ・鈴木妥氏の選任が承認された場合、当社は㈱東京証券取引所に対して、同氏を同取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出る予定であります。 ・当社は、保険会社との間で、すべての取締役を被保険者として全額当社の費用負担にて役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、鈴木妥氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は本年10月に同程度の内容で更新を予定しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
	まつの えり こ 松野 絵里子 (1969年1月10日生) 【女性】 新任取締役候補者 社外取締役候補者	1992年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミ テッド(証券)(現モルガン・スタンレー MUFG証券㈱) 入社 2000年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2000年4月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2010年7月 東京ジェイ法律事務所設立 代表弁護士 現在に至る 2011年7月 特定非営利活動法人証券・金融商品あつ せん相談センター あっせん委員 現在に至る 2014年11月 ヘルスケアアセットマネジメント㈱ コン プライアンス委員会外部委員 現在に至る 2015年10月 ウェルスナビ㈱ 監査役 2019年6月 日本女性法律家協会 幹事 現在に至る 2020年6月 H.U. グループホールディングス㈱ 社外取締役 2022年3月 ウェルスナビ㈱ 社外取締役(監査等委員) 現在に至る	0株
4	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 松野絵里子氏は、弁護士として高い専門性と豊富な経験を有するとともに、証券・金融業界での業務経験や上場企業での社外監査役の経験を有しており、企業法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有していることから、その幅広い知見を活かして当社グループのコンプライアンス体制の強化と事業展開の適正性の確保に向けて的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 【その他特記事項】 ・松野絵里子氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 ・松野絵里子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。 ・松野絵里子氏の選任が承認された場合、当社は㈱東京証券取引所に対して、同氏を同取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出る予定であります。 ・当社は、保険会社との間で、すべての取締役を被保険者として全額当社の費用負担にて役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、松野絵里子氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は本年10月に同程度の内容で更新を予定しております。		

以 上

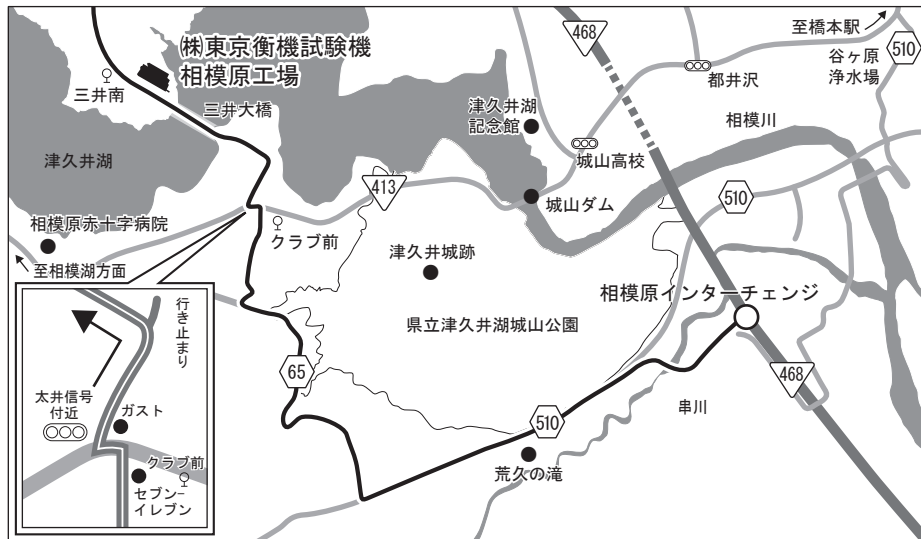
《ご参考》役員構成とスキルマトリックス

本株主総会の議案が原案どおり承認可決された後の当社の取締役および監査役の経験と専門性は次のとおりであります。

氏名	役職	スキルマトリックス（専門知識・分野・経験の分布）						
		企業経営	営業・企画 マーケティング	財務・会計 税務	法務 コンプライアンス	製造・技術	ファイナンス M&A	国際ビジネス グローバル経験
小塚 英一郎	代表取締役社長	●		●	●		●	●
上野 正男	取締役	●	●			●		
鈴木 妥	社外取締役	●	●			●		
松野 絵里子	社外取締役				●		●	●
鶴見 孝	常勤監査役		●	●				●
水川 聡	社外監査役				●		●	
玉虫 俊夫	社外監査役	●		●	●			
瀬山 剛	社外監査役	●		●	●		●	

会場ご案内図

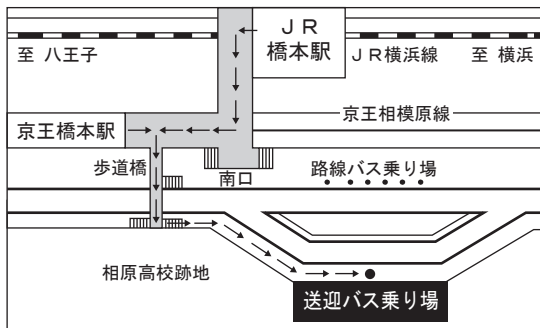
神奈川県相模原市緑区三井315番地
 (株)東京衡機試験機 相模原工場 会議室
 電話 042 (780) 1650



【橋本駅南口】 送迎バスのご案内

当日は送迎バスを
運行いたします。

◇発車時刻◇
 12:00出発予定



交通機関のご案内

JR横浜線・京王線：「橋本駅」から神奈川中央交通バスにて30分
 (神奈川中央交通バス)

- ①橋本駅北口1番乗り場「01系統・三ヶ木」行「クラブ前」下車 徒歩15分
- ②橋本駅北口1番乗り場「09系統・上中沢・三井経由 三ヶ木」行「三井南」下車 徒歩1分

お車をご利用の場合

圏央道「相模原インターチェンジ」より約15分